

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年8月10日
 要望団体名: 岩手県コンクリート製品協会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1 コンクリート製品の県産品の使用を前提とすることについて	<p>県営建設工事の受注者に対して、県営建設工事請負契約書付記により、使用する建設資材について、県内企業からの調達や岩手県産資材の調達を要請するとともに、受注者が、県内で生産・加工又は製造された建設資材を自発的に使用した場合には、工事施工成績評定において評価しており、引き続き、県産資材の優先利用の促進に努めていきます。</p>	A		
2 県内産溶融スラグの使用促進について	<p>プレキャストコンクリート製品については、極力溶融スラグ入り製品を優先して使用することを特記仕様書に規定するとともに、県産品及び再生資源利用認定製品等を使用した場合には、工事施工成績評定において評価しているところであり、その評定点が総合評価に反映される仕組みとなっています。</p>	B		
3 設計価格の見直しの頻度について	<p>土木関係設計単価については、現在、主要材料（アスファルト合材、生コンクリート、鉄筋コンクリート用棒鋼、石材）及び燃料類を対象に、5%以上価格が変動した場合に改定することとしていますが、令和4年9月1日以降の入札公告適用単価から、物価資料に変動が見られた都度改定することとしました。 なお、その他資材についても、市場価格の動向を注視していきます。</p>	B		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類